

筑波山サポーター事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、筑波山サポーター設置要綱（以下、「要綱」という。）第7条の規定に基づき、筑波山サポーター（以下、「サポーター」という。）認定登録等の事務取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定登録の申請)

第2条 サポーターとしての認定登録を希望する者は、筑波山サポーター認定登録申請書（別記様式第1号）により、茨城県県民生活環境部環境政策課長（以下、「環境政策課長」という。）へ申請するものとする。

(認定登録等)

第3条 環境政策課長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、サポーターとして適当と認めた者を筑波山サポーター名簿（以下、「名簿」という。）へ登録するとともに、申請者へ筑波山サポーター認定証（別記様式第2号）（以下、「認定証」という。）を交付する。

2 前項の規定により、サポーターを名簿へ登録した時は、登録番号を付し、認定証へ記載するものとする。

(登録期間)

第4条 名簿への登録期間は、認定を受けた日（登録期間を更新した者にあつては、従前の登録期間満了日（以下、「満了日」という））から2年間とする。

2 登録期間の更新を希望する者は、満了日の30日前から、満了日の属する年度の3月31日までに、筑波山サポーター登録期間更新申請書（別記様式第3号）により申請し、登録期間を更新することができる。

(登録の取消し)

第5条 環境政策課長は、サポーターが次の各号に掲げるいずれかに該当した場合、当該登録を取り消すことができる。

- (1) サポーターとして不適当と認められる言動があったとき
- (2) 疾病その他の事由により、サポーターの業務を遂行することが困難となったとき
- (3) 本人からの申出があったとき
- (4) 登録の更新をせず、満了日の属する年度を経過したとき

2 環境政策課長は、前項の規定により登録を取消した時は、当該サポーターへその旨を通知するものとし、登録を取消された者は、すみやかに認定証を

返還しなければならない。

- 3 名簿からの登録取消を希望する者は、筑波山サポーター登録取消願（別記様式第4号）を環境政策課長へ提出するものとする。

（再登録）

第6条 前条第1項の規定により、登録を取消された者が、再度名簿への登録を希望する場合は、改めて環境政策課長から認定を受けなければならない。

（報告）

第7条 サポーターは、次の各号に掲げる状況その他県に報告すべき状況を発見した場合には、筑波山サポーター報告連絡書（別記様式第5号）により、環境政策課長にすみやかに報告するものとする。ただし、緊急の場合は、この様式によることを要しない。

- （1）法令に違反する行為
- （2）筑波山の自然環境の変化（外来種の繁殖が顕著になってきた、重要な植物群落の衰退が著しい等）
- （3）利用施設の損傷等（登山道・案内板・指導標等が損傷や老朽化によって危険な状態となっている、トイレが著しく汚れており使用に耐えない、駐車場や園地がゴミ散乱により利用する気にならない等）
- （4）その他、利用マナーの悪化等

（サポーターからの提案）

第8条 サポーターは、筑波山の自然保護及び利用に関する、現状の課題及び改善策について、環境政策課長へ提案を行う場合は、筑波山改善提案書（別記様式第6号）により行うものとする。

附 則

この要領は、平成24年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。